

千葉労働局発表
令和4年6月24日

報道関係者 各位

【照会先】

千葉労働局職業安定部

職業対策課長 山本 政好

職業対策課長補佐 伊熊 雅美

高齢者対策担当官 赤佐 義之

(直通電話) 043-221-4392

令和3年「高年齢者の雇用状況」集計結果を公表します

千葉労働局（局長 江原 由明）では、このほど、令和3年「高年齢者の雇用状況」（6月1日現在）を取りまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目的に、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を65歳まで講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」といった雇用による措置や「業務委託契約の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努めることを義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業6,780社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。（※）

千葉労働局・ハローワークでは、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、計画的かつ重点的な個別指導を実施し、早期改善を図っていきます。

※ 令和2年6月1日時点の集計結果では、従業員31人以上の企業の状況をまとめましたが、今回の集計結果では21人以上の企業の状況をまとめています。このため、11ページ以降の表においては、比較可能な場合には前年の数値を記載しています。

（集計結果の主なポイントは次ページ以降を参照）

【集計結果の主なポイント】

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業の状況

① 高年齢者雇用確保措置の実施状況 【表1参照】

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は計6,773社（99.9%）、大企業は100%実施済み

② 65歳定年企業の状況 【表4参照】

65歳定年企業は1,779社（26.5%）

- ・中小企業では1,718社（26.8%）
- ・大企業では81社（22.0%）

II 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

① 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 【表5-1参照】

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は2,106社（31.1%）

- ・中小企業では2,030社（31.7%）
- ・大企業では76社（20.6%）

② 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況 【表6参照】

66歳以上まで働ける制度のある企業は2,974社（43.9%）

- ・中小企業では2,828社（44.1%）
- ・大企業では146社（39.6%）

③ 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況 【表7参照】

70歳以上まで働ける制度のある企業は2,873社（42.4%）

- ・中小企業では2,736社（42.7%）
- ・大企業では137社（37.1%）

④ 定年制廃止企業の状況 【表4参照】

定年制の廃止企業は434社（6.4%）

- ・中小企業では432社（6.7%）
- ・大企業では2社（0.5%）

詳細は、次ページ以降をご参照ください。

<集計対象>

千葉県内の常時雇用する労働者が21人以上の企業 6,780社

企 業 規 模 区 分		企 業 数
合 計		6,780 社
大 企 業	301人以上規模	369 社
中小企業	21～300人規模	6,411 社
	(うち 21～30人規模)	(1,745 社)
	(うち 31～300人規模)	(4,666 社)

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

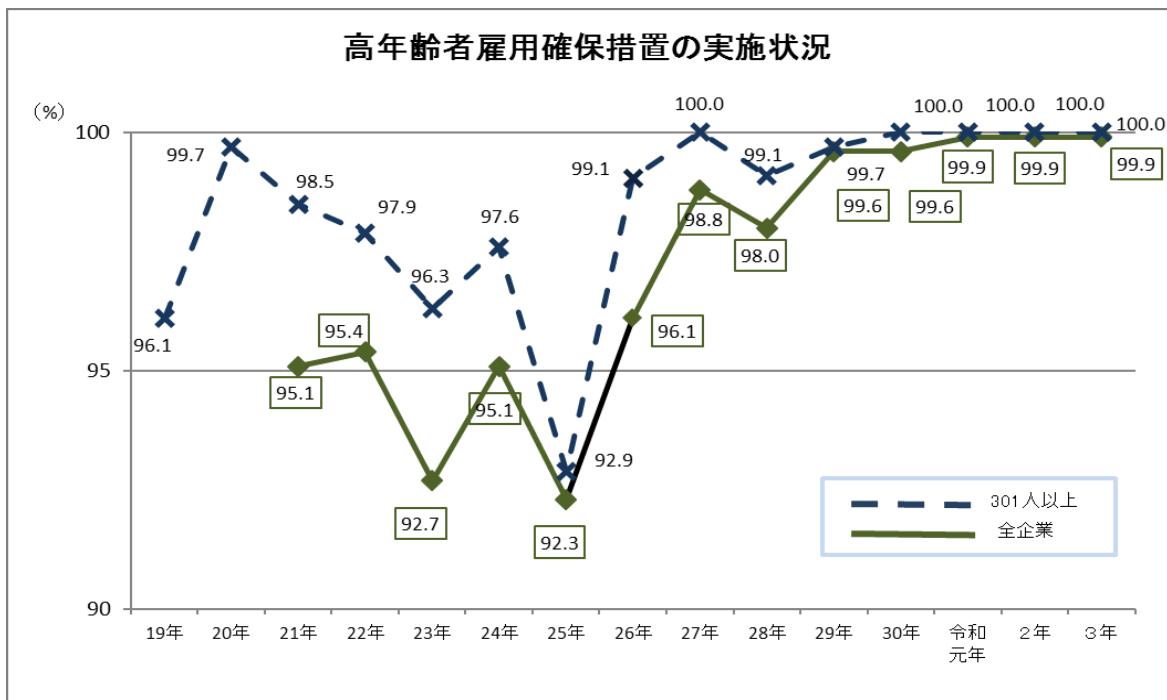
(1) 全体の状況 【表1参照】

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業は 6,780 社、99.9%となっている。

雇用確保措置が未実施である企業は7社、0.1%であった。

(2) 企業規模別の状況 【表 1 参照】

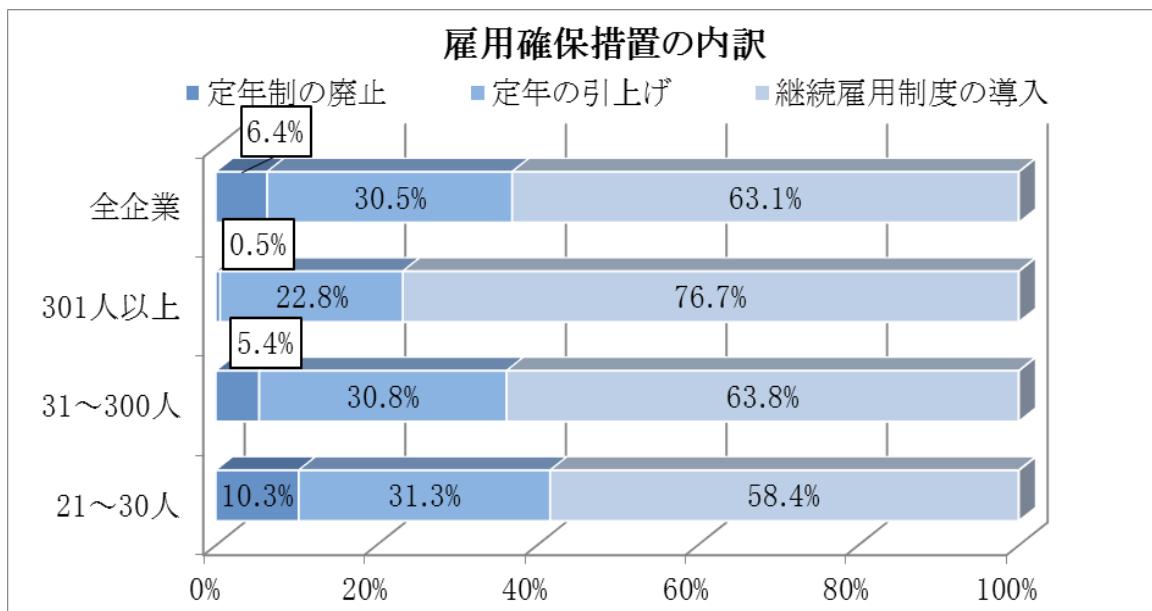
企業規模別に雇用確保措置を実施済みの企業割合を見ると、大企業では 100%、中小企業では 99.9%となっている。



※ 平成 25 年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成 24 年と 25 年の数値は単純比較できない。全企業とは 31 人以上規模 (※令和 3 年は 21 人以上規模)

(3) 雇用確保措置の内訳 【表 3-1 参照】

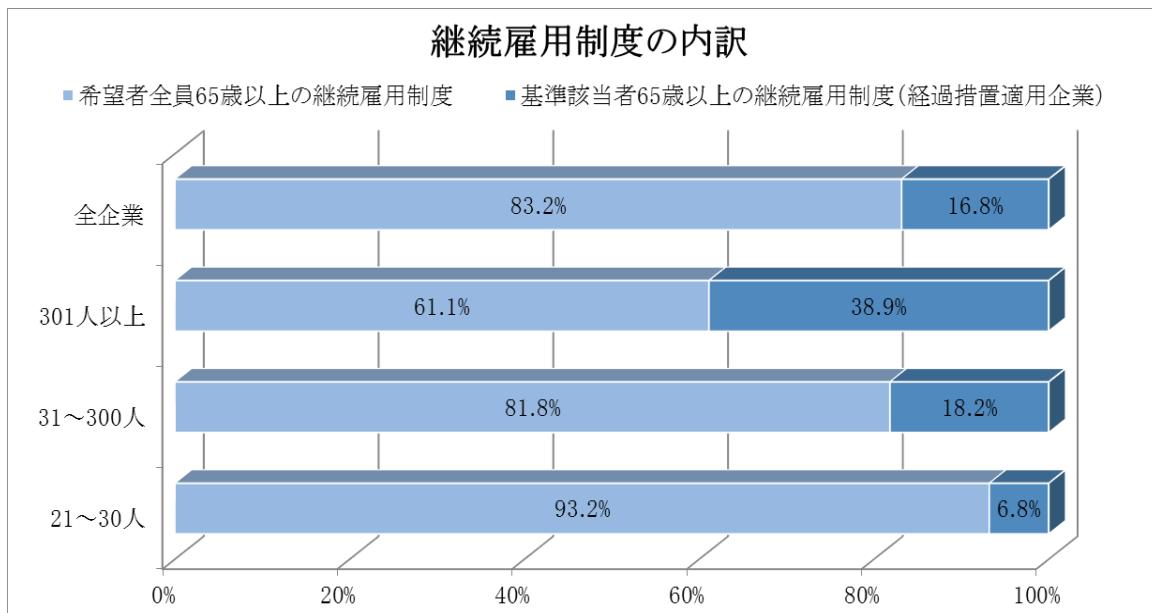
- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 434 社 (6.4%)、
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 2,066 社 (30.5%)、
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 4,273 社 (63.1%) となっており、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高くなっている。



(4) 継続雇用制度の内訳 【表 3-2 参照】

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(4,273 社)のうち、

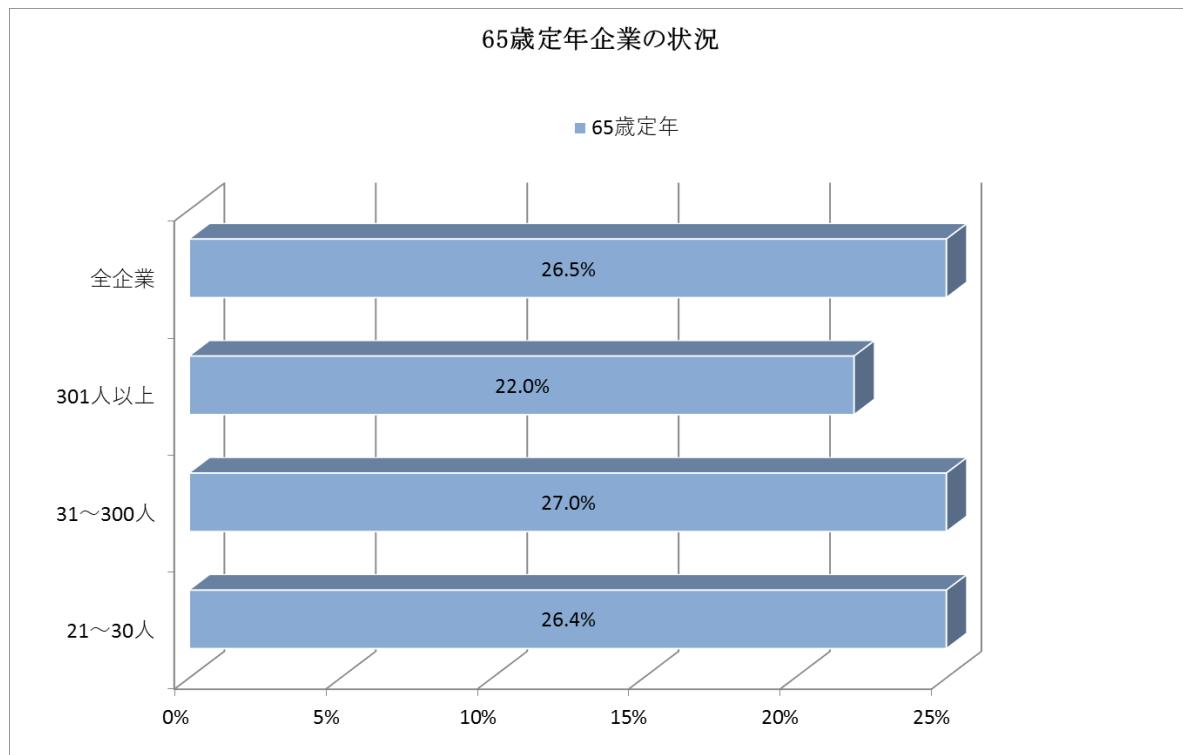
- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 3,554 社 (83.2%)、
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 719 社 (16.8%) で、大企業に限ると 38.9% となっている。



2 65歳定年企業の状況 【表4参照】

定年を65歳とする企業は1,799社(26.5%)となっている。

- ・中小企業では1,718社(26.8%)、
- ・大企業では81社(22.0%)であった。



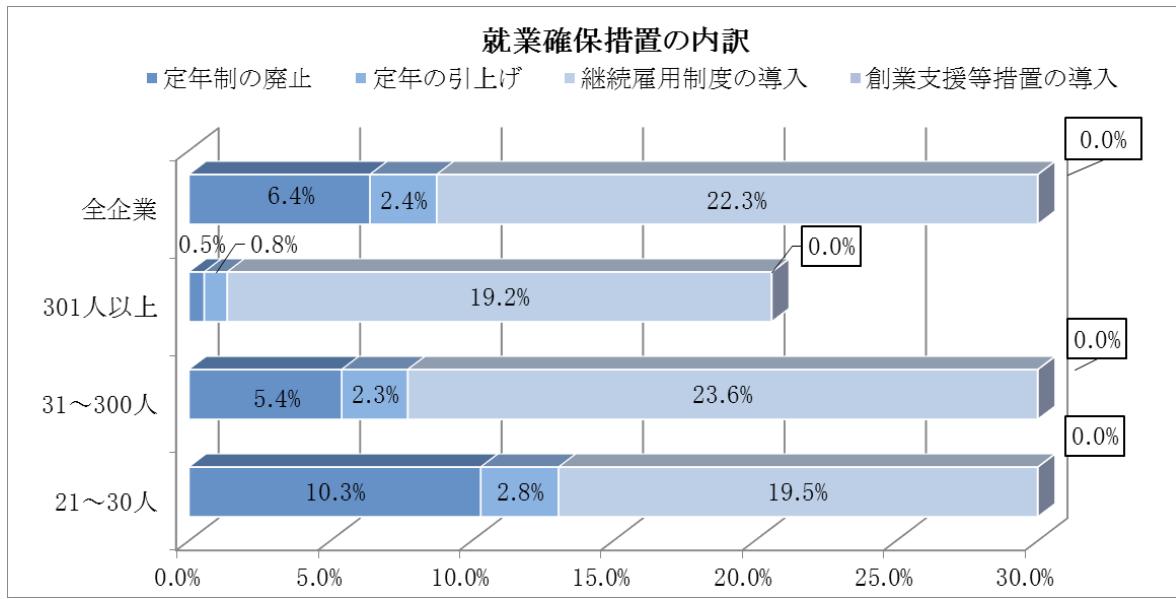
3 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 【表5-1参照】

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は2,106社であり、報告した全ての企業に占める割合は31.1%であった。

そのうち、中小企業では2,030社(31.7%)、大企業では76社(20.6%)となっている。

・70歳までの就業確保措置を実施済みの企業の内訳

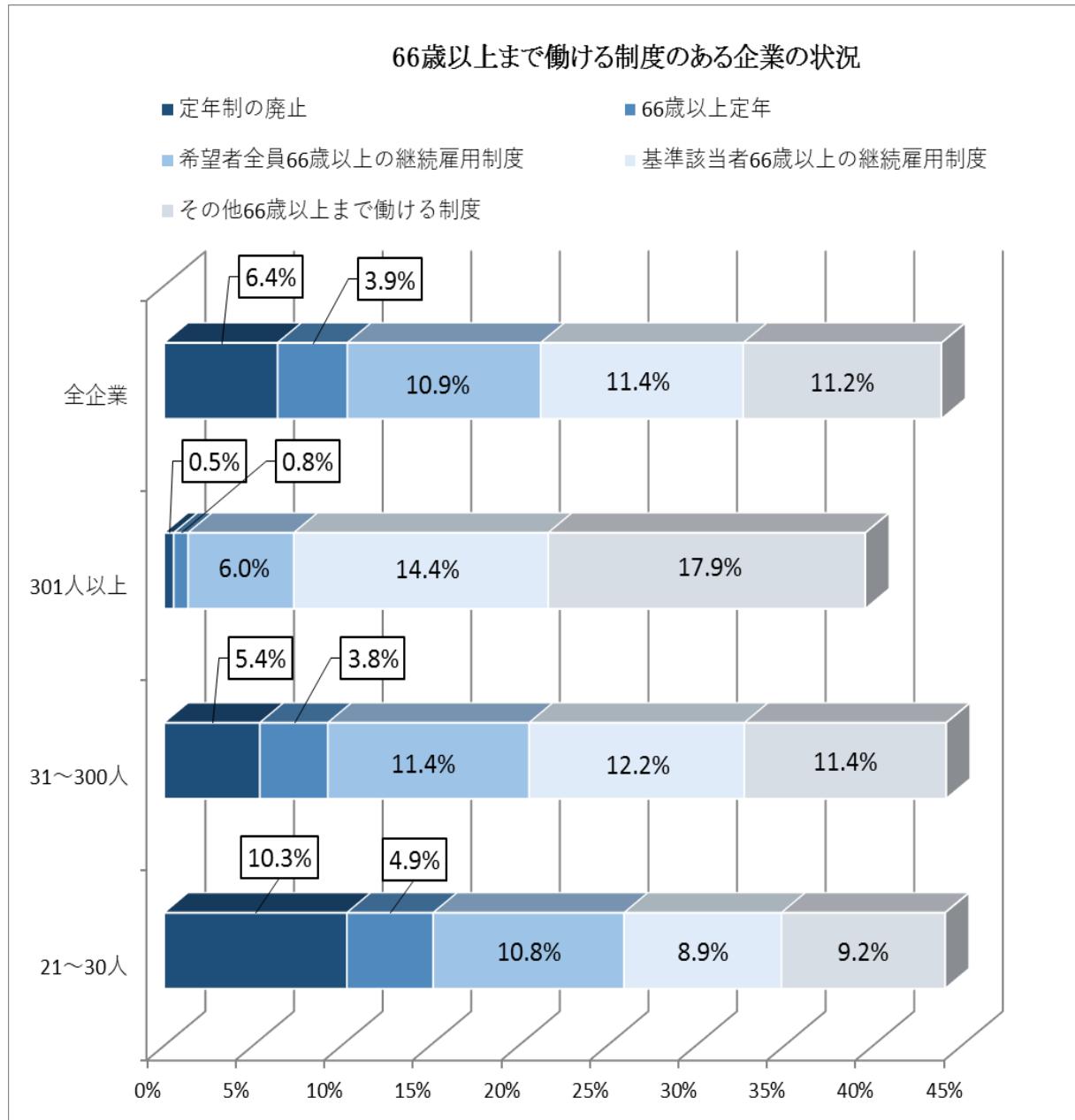
- ① 定年制の廃止は434社(6.4%)
- ② 定年の引上げは160社(2.4%)
- ③ 繼続雇用制度の導入は1,512社(22.3%)
- ④ 創業支援等措置の導入は0社



4 66歳以上働く制度のある企業の状況

(1) 66歳以上働く制度のある企業の状況 【表6参照】

66歳以上働く制度のある企業は、2,974社(43.9%)であり、中小企業では2,828社(44.1%)、大企業では146社(39.6%)となっている。



※ 65歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」にのみ計上している。

※「その他66歳以上まで働く制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※

(2) 70歳以上まで働く制度のある企業の状況 【表7参照】

70歳以上まで働く制度のある企業は、2,873社(42.4%)であり、中小企業では2,736社(42.7%)大企業では137社(37.1%)となっている。

(3) 定年制廃止および66歳以上定年企業の状況 【表4参照】

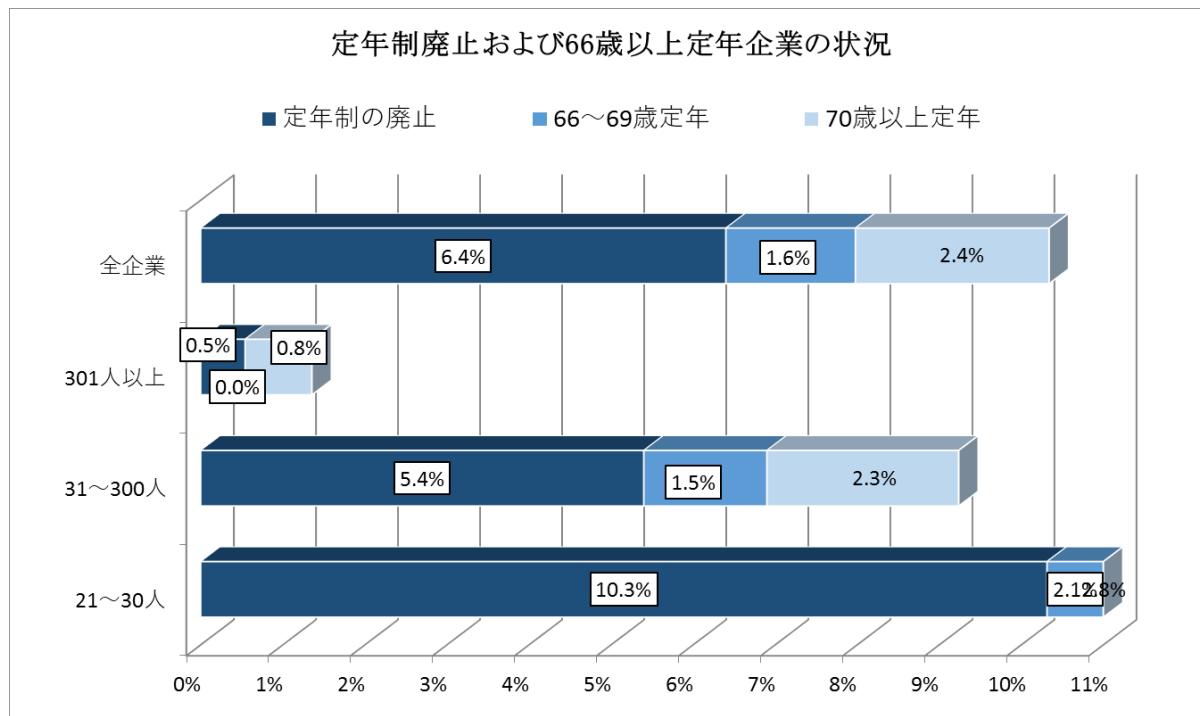
定年制を廃止している企業は、434社(6.4%)定年を66~69歳とする企業は107社(1.6%)定年を70歳以上とする企業は160社(2.4%)であり、これを企業別に見ると次のとおりとなっている。

① 中小企業

- ・定年を廃止している企業は 432 社(6.7%)
- ・定年を 66 歳～69 歳としている企業は 107 社(1.7%)
- ・定年を 70 歳以上とする企業は 157 社(2.4%)

② 大企業

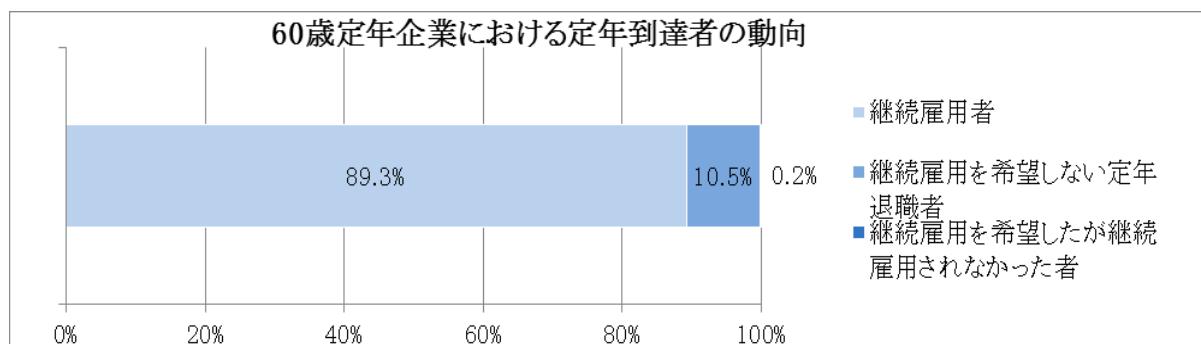
- ・定年を廃止している企業は 2 社(0.5%)
- ・定年を 66 歳～69 歳としている企業は 0 社
- ・定年を 70 歳以上とする企業は 3 社(0.8%)



5 60 歳定年到達者の動向

(1) 60 歳定年企業における定年到達者の動向 【表 8-1 参照】

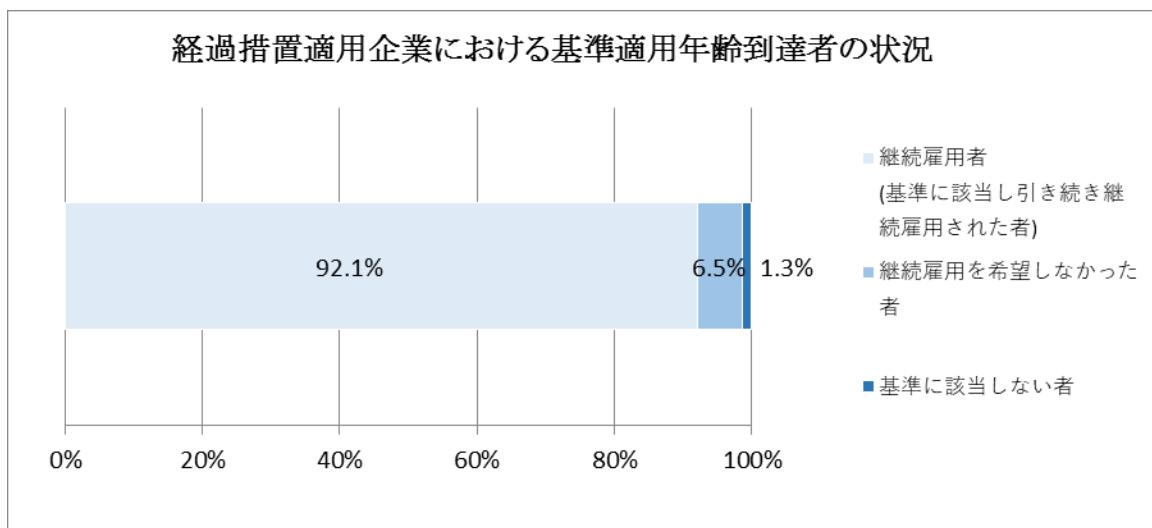
過去1年間(令和2年6月1日から令和3年5月 31 日)の 60 歳定年企業における定年到達者 6,590 人のうち、継続雇用された者は 5,885 人(89.3%) (うち子会社等・関連会社等での継続雇用者は 87 人)、継続雇用を希望しない定年退職者は 693 人(10.5%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は 12 人(0.2%)となっている。



(2) 経過措置^{*}に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況【表8-2参照】

過去1年間(令和2年6月1日から令和3年5月31日)に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(平成31年4月1日から令和4年3月31日までは63歳以上)に到達した者979人のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は902人(92.1%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は64人(6.5%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は13人(1.3%)となっている。

*改正高年齢者雇用安定法の施行(平成25年4月1日)の際、既に労使協定により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている事業主は、対象者の年齢を令和7年3月31日まで段階的に引き上げながら当該基準を定めて用いることができる」とされる。



6 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について【表9参照】

報告した全企業における常用労働者数819,014人のうち、60歳以上の常用労働者数は133,582人で全常用労働者の16.3%を占めている。

年齢階級別に見ると、60～64歳が68,172人(8.3%)、65～69歳が38,666人(4.7%)、70歳以上が26,744人(3.3%)となっている。

(2) 高年齢労働者の推移(31人以上規模企業)【表9参照】

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は125,447人であり、平成21年と比較すると、71,701人(133.4%)増加している。

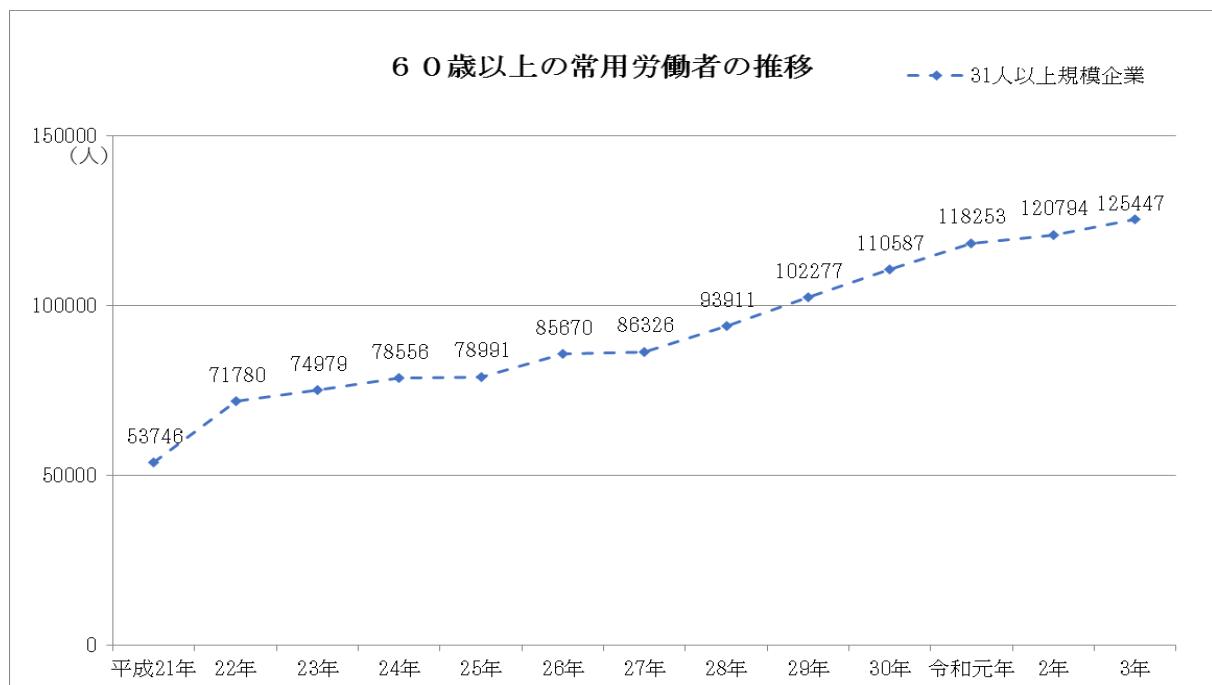


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
21人以上 総計	6,773 -	7 -	6,780 -
	99.9% -	0.1% -	100.0% -
31人以上 総計	5,032 (4,790)	3 (4)	5,035 (4,794)
	99.9% (99.9%)	0.1% (0.1%)	100.0% (100.0%)
21～300人	6,404 -	7 -	6,411 -
	99.9% -	0.1% -	100.0% -
21～30人	1,741 -	4 -	1,745 -
	99.8% -	0.2% -	100.0% -
31～300人	4,663 (4,414)	3 (4)	4,666 (4,418)
	99.9% (99.9%)	0.1% (0.1%)	100.0% (100.0%)
301人以上	369 (376)	0 (0)	369 (376)
	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「301人以上」の①については、小数点第2位以下を切り捨て、②については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

規模別		①実施済企業割合		②未実施企業割合	
		合計	99.9%	-	0.1%
	21～30人	99.8%	-	0.2%	-
	31～50人	99.9%	(99.8%)	0.1%	(0.2%)
	51～100人	99.9%	(100.0%)	0.1%	(0.0%)
	101～300人	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)
	301～500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	501～1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)
産業別		21人以上	31人以上	21人以上	31人以上
	合計	99.9%	-	99.9%	(99.9%)
	農、林、漁業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	建設業	100.0%	-	99.9%	(100.0%)
	製造業	99.9%	-	99.9%	(99.9%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	情報通信業	100.0%	-	99.9%	(100.0%)
	運輸、郵便業	99.9%	-	100.0%	(99.8%)
	卸売業、小売業	99.8%	-	99.7%	(100.0%)
	金融業、保険業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	不動産業、物品販貸業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	-	100.0%	(99.5%)
	教育、学習支援業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	医療、福祉	99.9%	-	99.9%	(99.9%)
	複合サービス事業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	99.7%	-	99.9%	(100.0%)
	その他	100.0%	-	100.0%	(100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

表4 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

① 定年制の廃止	②65歳以上定年			合計 (①+②)	報告した全ての企業	
	65歳	66～69歳	70歳以上			
21人以上 総計	434 -	1,799 -	107 -	160 -	2,500 -	6,780 -
	6.4% -	26.5% -	1.6% -	2.4% -	36.9% -	100.0% -
31人以上 総計	254 (224)	1,339 (1,183)	70 (62)	112 (92)	1,775 (1,561)	5,035 (4,794)
	5.0% (4.7%)	26.6% (24.7%)	1.4% (1.3%)	2.2% (1.9%)	35.3% (32.6%)	100.0% (100.0%)
21～300人	432 -	1,718 -	107 -	157 -	2,414 -	6,411 -
	6.7% -	26.8% -	1.7% -	2.4% -	37.7% -	100.0% -
21～30人	180 -	460 -	37 -	48 -	725 -	1,745 -
	10.3% -	26.4% -	2.1% -	2.8% -	41.5% -	100.0% -
31～300人	252 (222)	1,258 (1,117)	70 (61)	109 (89)	1,689 (1,489)	4,666 (4,418)
	5.4% (5.0%)	27.0% (25.3%)	1.5% (1.4%)	2.3% (2.0%)	36.2% (33.7%)	100.0% (100.0%)
301人以上	2 (02)	81 (66)	0 (01)	3 (03)	86 (72)	369 (376)
	0.5% (0.5%)	22.0% (17.6%)	0.0% (0.3%)	0.8% (0.8%)	23.3% (19.1%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「②65歳以上定年」は、表3-1の「②定年の引上げ」に対応している。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表8－1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)	継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇 用されなかった者)		継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	2,096	6,590	693 10.5% (11.4%)	5,885 89.3% (88.5%)	87 1.3% (1.8%)	12 0.2% (0.2%)	825			
うち女性	1,032	2,380	222 9.3% (10.5%)	2,154 90.5% (89.2%)	7 0.3% (0.5%)	4 0.2% (0.2%)	169			

※ 本集計は、過去1年間(令和2年6月1日から令和3年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者及び継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数について集計している。

※ ()内は、令和2年6月1日現在の数値(31人以上規模企業の状況)。

※ 令和3年の数値は、21人以上規模企業の状況であり、令和2年と単純な比較はできない。

表8－2 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数 (社)	基準を適用できる 年齢に到達した者 の総数 (人)	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)			継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇 用された者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)		
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(63歳)がいる企業	239	979	64 6.5% (3.6%)	902 92.1% (95.4%)	13 1.3% (1.1%)					
うち女性	93	256	27 10.5% (4.8%)	228 89.1% (94.8%)	1 0.4% (0.3%)					

※ 本集計は、令和2年6月1日から令和3年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。

※ ()内は、令和2年6月1日現在の数値(31人以上規模企業の状況)。

※ 令和3年の数値は、21人以上規模企業の状況であり、令和2年と単純な比較はできない。

表9 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計		60歳以上合計		60~64歳		65歳以上		うち70歳以上	
規 模 企 業 31人以上	平成21年	521,905人	(100.0)	53,746人	(100.0)	36,060人	(100.0)	17,686人	(100.0)	-	-
	平成22年	625,905人	(119.9)	71,870人	(133.7)	52,310人	(145.1)	19,560人	(110.6)	-	-
	平成23年	629,798人	(120.7)	74,979人	(139.5)	56,456人	(156.6)	18,523人	(104.7)	-	-
	平成24年	647,012人	(124.0)	78,556人	(146.2)	58,058人	(161.0)	20,498人	(115.9)	-	-
	平成25年	644,244人	(123.4)	78,991人	(147.0)	56,730人	(157.3)	22,261人	(125.9)	5,597人	(100.0)
	平成26年	672,171人	(128.8)	85,670人	(159.4)	58,622人	(162.6)	27,048人	(152.9)	6,787人	(121.3)
	平成27年	664,456人	(127.3)	86,326人	(160.6)	56,714人	(157.3)	29,612人	(167.4)	7,759人	(138.6)
	平成28年	695,141人	(133.2)	93,911人	(174.7)	58,244人	(161.5)	35,667人	(201.7)	9,731人	(173.9)
	平成29年	724,516人	(138.8)	102,277人	(190.3)	60,348人	(167.4)	41,929人	(237.1)	12,649人	(226.0)
	平成30年	741,155人	(142.0)	110,587人	(205.8)	60,980人	(169.1)	49,607人	(280.5)	16,513人	(295.0)
	令和元年	756,781人	(145.0)	118,253人	(220.0)	63,349人	(175.7)	54,904人	(310.4)	19,660人	(351.3)
	令和2年	752,830人	(144.2)	120,794人	(224.7)	62,773人	(174.1)	58,021人	(328.1)	22,480人	(401.6)
	令和3年	774,689人	(148.4)	125,447人	(233.4)	64,805人	(179.7)	60,642人	(342.9)	24,472人	(437.2)
21人以上 規模企業	令和3年	819,014人	-	133,582人	-	68,172人	-	65,410人	-	26,744人	-

※「31人以上規模企業」の()は、平成21年を100とした場合の比率(「うち70歳以上」は平成25年を100とした場合の比率)

